

平成30年度 介護保険料納入通知書の送付について

平成30年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料納入通知書』をお送りいたします。

平成30年度年額保険料については裏面をご覧ください。

平成30年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。その結果、前年度と所得段階が変更になりました（減額）。

◆◆来年4月から保険料の納め方が変わります◆◆

来年度（平成31年度）の仮徴収（4月・6月・8月年金天引き分）は、31年2月の年金天引き額を引き継ぐため、年金から天引きすることができません。みなさまの納付方法は来年4月から9月まで普通徴収（口座振替又は納付書）による納付となり、10月から特別徴収になります。

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料納入通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方

(B)あなたの保険料段階です。

(C)4月以降の仮徴収額です。

(E)10月以降に年金天引きする金額はありません。そのため来年4からは、特別徴収（年金天引き）とならず普通徴収（納付書または口座振替）となります。

口座振替のお申し込みがある方は引落口座番号等が表示され、来年4月からは介護保険料が納期限日にこの口座から引き落としになります。内容に間違いがある場合はご連絡ください。

保険料算出の基礎

項目	更正前	更正後
期間（自）		
期間（至）		
月数		
所得段階区分		(B)
保険料年額	円	円
保険料算出額	円	円
減免額	円	円
保険料額 ⁽¹⁾	円 ⁽²⁾	(A) 円
(2)-(1)増減額		円

年額保険料が(A) 円に決定しました。

(A)今年度の年額保険料です。

***転入者の方へ
所得・課税状況の確認がとれていない場合には、前住所地への照会等による確認の後に、保険料額が変更となる場合があります。

(D)(G)平成30年度の年額保険料額が決定し、再計算された期別保険料額です。この更正により、還付となる場合は後日通知いたします。

期別納付額・これからの保険料納付等

特別徴収				普通徴収			
期月	更正前	更正後	期月	納期限日	更正前	更正後	
1期 4月	(C) 円	(D) 円	1期 4月	平成 年 月 日	円	円	
2期 6月	円	円	2期 5月	平成 年 月 日	(F) 円	(G) 円	
3期 8月	円	円	3期 6月	平成 年 月 日	円	円	
4期 10月	円	円	4期 7月	平成 年 月 日	円	円	
5期 12月	円	(E) 円	5期 8月	平成 年 月 日	円	(H) 円	
6期 2月	円	円	6期 9月	平成 年 月 日	円	円	
			7期 10月	平成 年 月 日	円	円	
			8期 11月	平成 年 月 日	円	円	
			9期 12月	平成 年 月 日	円	円	
			10期 1月	平成 年 月 日	円	円	
			11期 2月	平成 年 月 日	円	円	
			12期 3月	平成 年 月 日	円	円	

(F)4月以降の暫定徴収額です。

(H)7月以降に納付する普通徴収の金額はありません。

特別徴収者	金融機関コード	金融機関名	
特別徴収対象年金	種類	口座番号	口座名義人

【平成30年度 年額保険料】(平成27~29年度の各段階の年額保険料と変わりません)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	高齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.40)	25,680円		
		課税控除前年し年た金収金額に係る雑所得を 前年の合計所得金額	○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.65)	41,730円	
		○○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.70)	44,940円		
		○○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円		
		○● 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円		
	● 課税	● 課税	前年の合計所得金額	●● 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
			●● 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円	
			●● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円	
			●● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円	
			●● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円	
●● 400万円以上600万円未満の方			第11段階 (基準額×1.90)	121,980円		
●● 600万円以上1,000万円未満の方			第12段階 (基準額×2.05)	131,610円		
●● 1,000万円以上1,500万円未満の方			第13段階 (基準額×2.20)	141,240円		
●● 1,500万円以上の方			第14段階 (基準額×2.35)	150,870円		

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。